

著者の辯

古賀 登

拙著『漢長安城と阡陌・縣郷亭里制度』に對する楠山修作氏の書評を読んで驚いた。

(一) とくに驚いたのは、「ついでに言えば、『緒論』の『1 主題について』の中で、わざわざ『2 阡陌について』という項を設定し、宋の朱熹をはじめ、木村正雄、小川琢治、平中孝次、守屋美都雄、西嶋定生、加藤繁、宮崎市定、好並隆司、太田幸男氏などの阡陌説を丁寧で紹介批判しておられるが、戦後、阡陌を専論した唯一の論文と思われる拙論に關しては、遂に一語も觸れず、口をとぎしておられる。私の名を出せば具合の悪いことでもあるのであろうか」という發言である。

いったい氏は、拙著を読まれたのであろうか。拙著のこの項は、「阡陌を商畝の田制と直接結びつけては考えていない説」を紹介したもので、従つて、阡陌を商畝の制度とする木村正雄説はもちろん、水津一朗・米田賢次郎兩氏の説も紹介していないし、當然のことながら、楠山説にも觸れていない。

阡陌を商畝の制度とする諸説は、第一章第2節「阡陌制について」の1「従來の解釋」の項で逐一紹介し、楠山説も、同氏作圖による「阡陌概念圖」を轉載紹介させて頂いている。

楠山氏が、同氏の説と關係のない箇處にまで、同氏の名前を擧げることが希望されたとしても、私にはできない。そうすることが、私にとって具合が悪いからではなく、楠山説を曲筆したことになるからである。

右のことをはじめとして、楠山氏の書評は、終始不可解である。

(二) 氏は、はじめに「阡陌は、(1) 城外の田間の道路である、(2) 他の田作の道とは異なる大道である、(3) 城内の一里百家の持分である百頃の田地を區劃する境界である、(4) したがって、阡陌の陌は、一里百家の百に由来する、という独自の見解を明らかにした」と自説を紹介している。ところが、阡陌の阡について、「千は千歩の長さを表わす」という、私の批判を受けた部分が削られている。私は、阡陌を論じているのであって、陌だけを論じているのではない。阡陌の阡の理解の仕方によって、阡陌の形は全く違つてしまふのである。

(三) 「私がかつて、『商君書』なんかなく境内篇などは、商畝創始の制度を述べたものとしては整いすぎではないか、という疑問を引いたことがある。これに對して、『商君書』の信憑性が高いことを主張される氏は、『本來、法なり制度なりは、無矛盾・整合的であるべきで、矛盾している方がおかしく、整いすぎているという理由で、否定することはできない』と批判される。……無矛盾・整合的であることがそのまま正確な史料であることの證明にはならないのである。そう言えば、氏は、家族・鄰保制度の『關係史料の主なもの』として、群疑の府とよばれる『周禮』をはじめ、『儀禮』、『禮記』などを擧げておられるが、右の發言は、けだし、語るに落ちた、というべきであらう」と論斷される。

氏は、私が睡虎地秦墓出土の秦律等を引いて境内篇の各條を逐一吟味した作業を全く無視している。それでもなお境内篇は信ずるに足らないとするのは、氏の自由であるが、『周禮』等を用いるがごときは語るに落つるという發言は、全く適當でない。漢代の家族制度を論ずる者は、牧野巽氏をはじめ、宇都宮清吉・守屋美都雄・越智重明諸氏とも、必ず『周禮』『儀禮』『禮記』の關係記事を探りあげ、議論してきているのである。秦漢史を語る者が、そうした學說史も知らないとは、信じられないことである。

のみならず、私は、『周禮』の中には、戰國法家の説およびその影響を受けた戰國・秦漢の諸制度がみられる、と考えている。因みに、山田勝芳氏は、拙著の書評『史學雜誌』第九十編第一號)の中で、「ところで疑古の老大家顧頡剛氏は最近『周公制禮』的傳説和、周官、一書の出現』(『文史』第六輯)を著し、周禮の原本は齊方面の戰國法家の著作であるとする。もしこの顧氏の魅力的な見解が正しいならば、古賀氏の商鞅論を合わせ考えたとき、中國政治制度上に占める法家の比重は従来考えられてきたものに比べてはるかに大きなものとならざるをえない。正に韓非子五蠹篇に『今境内之民皆言治、藏商・管之法者家有之』とあるが如き状況であった戰國末の秦と齊の法家が政治制度に與えた影響力を再考する必要があるのである」とのべられている。

(四) 氏は、睡虎地秦簡法律答問六四に「盜徙封贖耐可如爲封々、即田千佰頃半封殿且非是而盜徙之贖耐可重也是不重」とある第十字目の封以下を太田幸男氏が「封とは即ち田の千陌なり。頃ごとの半(畔)は封なりや、且た是に非ずや。而し之を盜徙して贖耐ならば、何ぞ重きや。是にして重からず」と讀み(『睡虎地秦墓竹簡』

文物出版社新譯註と同じ)、「この文からわかることは阡陌とは大きな區切りのための大道であり、畔とは質的に異なることである」(同氏「商鞅變法の再検討・補正」、『歴史學研究』第四八三號、一九八〇年)と言っておられるのを援用し、「ともあれ、新出の秦簡を動員しても、氏の阡陌説は、やはり「特異な論理で砂上の樓閣を築いたと批判されたとしても、反論できない」解釋のような氣がする」とし、私の阡陌説ひいてはそれを基礎とする私の説の一切を否定された。いったい氏は、なぜ自説を旁に措き、阡陌は商鞅の土地制度ではないとする、自説と全く立場を異にする太田説に加擔されたのであろうか。私は、本條を太田氏のように讀まない。「且」には「それとも」という意味があり(法律答問ではしばしば用いられている)、「而」に「もし」という讀み方はあるが、「盜徙封贖耐」は律文、本條は、律にいう「封」とは何を指すかという質問と、それに対する答え、刑量が重すぎるという疑義と、それに對する答えである。もし「封即田千佰、頃半封殿且非是」(封とは即ち田の阡陌である。頃ごとの畔は封であるか、それとも封でないか)であれば、その後、質問に對する答えが書かれているべきで、それが法律答問の定式である。

(四) 長安城の九陌について、氏が「長安城は惠帝五年に完成されたものであるが、このとき、もとの城外の地域を新城内に包攝したので、それらの地域にあった九條の陌が新城内に含まれる結果となつたのであろう」と書かれたのを、「九陌は、惠帝が城壁をつくった時に新たに加えられた新市街の道路であろう」と書き改めたのは正しくなかった。しかし阡陌城外説は氏の創見ではない。「私の擧げた阡陌城外説の論據をひっさげて、他ならぬ私に阡陌城外説を教

示されるのであるから、あいた口が塞がらない」と言っておられるが、阡陌が城門に接續する城外の道であるとする説は、すでに氏の論文（一九六九年）を遡ること四年前に宮崎市定氏が「東洋的古代」（『東洋學報』第四八卷第一號、一九六五年）で提示されているところであり、宮崎氏が「阡陌は農道である」ということは、誰しも異存のないところであろう」とのべておられるように、阡陌城内説の方がむしろ例外的である。楠山氏は、長安城の「九陌」については例外的とみなさざるをえず」とされているが、私は、例外とは考えず、それによつて阡陌制地割りを導き出したのである。

たしかに、私が阡陌の特徴として列擧した十二箇條のうち、八箇條を、氏が氏の論文で擧げられているのに、氏の名前を掲げなかったことは、禮を失した。私は、それらの大半が、すでに二十六年前、木村正雄氏によつて提示されているため（『阡陌』について、一九四三年）、うかつにもそれが、氏の考證・指摘されたものと思わなかつた。ここにその非禮をお詫びしたい。ただし、それらのうち、私がとくに阡陌を解く鍵として注目したのが、氏の問題とされなかつた「南北曰阡、東西曰陌、河東以東西爲阡、南北爲陌」という『風俗通』の記事であることを、付記しておきたい。

(六) 氏は、私の代田法の解釋に對し、原宗子氏の論文（『いわゆる代田法』の記載をめぐる諸解釋について、『史學雜誌』第八十五編第十一號、一九七六年）を援用し、「氏は、播種處の圃を灌漑水の流路とみなしておられるが、それでは種子が流れてしまふ」と批判される。種子流出云々という批判は、関成基氏から頂戴したものであるが（同氏「代田と縷田」、『又軒丁仲煥博士還曆紀念論文集』一九七四年、所收）、それに對しては、拙著二四三―四八頁にわた

って、私の考えを縷々説明し、灌漑は、通常、播種前、拔節期、孕種・抽穗期、灌漿期におこなうものであり、「發芽後、拔節期までは、旱天でも灌漑する必要はないから、関成基氏のいわれるような『圃に流水灌漑すると、覆土の流失、種子の流散露出は免れない』というようなことは起りえない」と答えている。にもかかわらず、氏は、あたかも私が関氏や原氏の批判を無視しているかのごとき書き方をしている。私の灌漑説を批判するのであれば、私に寄せられた批判に對する私の反論を讀み、改めて別な論據を示して批判すべきでないか。私の反論を無視し、関氏の舊説を持ち出されても、同じ返事を繰返す以外にない。

昨今、「書評」「學界動向」と稱し、論文の内容を讀まず、讀んでも理解しようとせず、妄りに論評を加えて自己主張をする風潮があり、一部識者から嚴しい警告が出されている。私も、かかる「書評」「學界動向」は、學術研究に益なきのみか、有害であると考えている。批判は、反證をあげ、論據を示し、論文で行うべきである。關係者の自重を促したい。敢て「著者の辯」を誌す所以である。